

# 役場からの便り

## 教育長の選任について

☎教育委員会 ☎54・1533

令和8年3月議会定例会に、教育長の選任にかかる議案を提出し、議会の同意を得て、新たに小野聡氏を教育長に選任しました。

小野氏は平成29年度から2年間、泉崎第一小学校長として勤務され、その他白河第二中学校長、白河南中学校長等を歴任されました。

小野教育長の任期は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。



## 令和8年度泉崎村新規採用職員

村発展のためにこれから活躍する新規採用職員です。温かい声援をお願いします。



鶴園 瑛香 (つるぞの えいか)

所属：総務課

趣味：音楽鑑賞、合唱、旅行

抱負：栄養士としての知識を生かし、村民の皆様の健康を支えられる職員を目指してまいります。よろしく願いいたします。

## 福島県町村職員採用合同説明会開催について

県内の町村職員が各ブースで町村役場の仕事内容や働き方、勤務条件、採用試験などを紹介する説明会を開催します。町村職員としてのやりがいや魅力を直接聞ける貴重な機会です。公務員の仕事に興味がある方や就職活動を控えている方は、ぜひご参加ください。

- ◆日時 4月25日(土) 9:45~12:30 (9:20受付開始)
- ◆場所 ビッグパレットふくしま
- ◆対象 公務員に興味のある学生・社会人(保護者も可)
- ◆参加費 無料
- ◆申込期限 4月21日(火)

詳細や申込方法については、福島県市町村行政課ホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01145a/setumeikai.html>) をご確認ください。



福島県市町村行政課HP

☎福島県市町村行政課 ☎024・521・7125

“環境にやさしいものづくり”



ISO9001、ISO14001、ISO13485、IATF16949取得

### 創造と挑戦 の企業集団

「お客様第一」に徹し  
更に高い技術と  
品質向上を  
目指します。

証券コード No.5162  
株式会社 朝日ラバー

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地  
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493  
第二福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3  
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619  
白河工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404  
白河第二工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064  
本社 / 埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2  
☎048-650-6051・FAX048-650-5201  
<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

## マイナンバーカードのお手続きには予約が必要です ⑤住民生活課 ☎53・2112

マイナンバーカードに関係するすべてのお手続き（受取、電子証明書の更新、新規作成、暗証番号の再設定、ロックの解除、保険証との紐づけ等）には必ず予約が必要です。窓口の混雑緩和と待ち時間短縮のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆予約可能な日程 平日 9:00～12:00、13:00～16:30

※平日延長窓口や日曜日窓口の一部日程に限り、マイナンバーのお手続きが可能です。最新の日程については泉崎村ホームページ又はお電話にてお問い合わせください。

◆予約方法

- ・泉崎村公式LINE LINE ID「@izumizaki」で検索
- ・電話予約 泉崎村役場 住民生活課 ☎53・2112

※ご予約の際に、手続き内容・人数・来庁日時を確認いたします。予めご準備ください。

## 国民年金保険料学生納付特例制度について ⑤住民生活課 ☎53・2112

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生（大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等）は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。保険料の納付が困難な方はご利用ください。

承認された機関の保険料は猶予されますが、10年以内であれば、年金保険料を後から納める追納が可能です。

◆申請できる期間

過去期間は申請書が受理された月より2年1か月前から年度末まで

例：令和8年5月に、令和6年4月から令和9年3月までの期間を申請する場合

- ①令和6年度分（令和6年4月～令和7年3月）
- ②令和7年度分（令和7年4月～令和8年3月）
- ③令和8年度分（令和8年4月～令和9年3月）の3枚の申請書が必要です。

※過去2年1か月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる可能性がありますので、すみやかに申請をしてください。

◆申請先

- ・住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口
- ・マイナポータル（Web又はアプリ）

※マイナポータルを利用した電子申請の場合は、マイナンバーカードが必要です。

◆申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード又は年金番号がわかる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）
- ・在学期間がわかる証明書（学生証、在学証明書（原本））

※裏面に有効期限が記載されている場合は両面のコピーが必要です。

⑤住民生活課 ☎53・2112

ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

日本年金機構ホームページ（[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)）



### 工事等なんでもご相談ください（お見積り無料）



土木工事/舗装工事/解体工事/  
建築工事/伐採、草刈/除雪  
などその他

”技術と誠意で奉仕する”



株式  
会社

# 福南建設

〒969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎0248-53-2506

◎お困りごとお気軽にご連絡ください◎

## 児童手当のお知らせ

☎こども支援課 ☎21・5561

0歳から高校生年代の児童を養育している方に児童手当が支給されますが、次のいずれかに該当する方はお手続きが必要です。

- ①お子さんを養育している方が、他の市区町村から転入したとき
- ②お子さんが生まれたとき
- ③退職等により、公務員でなくなったとき
- ④公務員になったとき

異動があった日の翌日から15日以内に、こども支援課窓口（保健福祉総合センター内）で届出・申請をしてください。特に①～③に該当する方は、申請が遅れると、原則遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

## こども誰でも通園制度受入れ開始のご案内

☎こども支援課 ☎21・5561

「こども誰でも通園制度」が、令和8年4月1日より開始いたします。

この制度は、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された新たな通園制度です。保育所や認定こども園等の保育施設に通園していないお子さんを対象に、保護者の就労に関わらず、月一定時間まで保育施設に通園ができます。

### ◆対象児童

保育所や認定こども園等に通っていない、生後6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の2日前）までの児童

### ◆利用時間

こども1人当たり月10時間上限

### ◆利用料金

こども1人1時間300円

※利用料のほか、おやつ代等必要な費用を徴収する場合があります。

※生活保護世帯や市町村民税非課税世帯に該当する場合は、利用料の減免があります。

### ◆利用できる施設

- ・施設名：公私連携型保育所 泉崎保育所
- ・開所日：月～金（ただし、国民の祝日や夏季休園日、年末年始を除く）
- ・開所時間：9：00～11：00
- ・利用定員：3名

※余裕活用型事業（保育所利用定員の空き枠で実施する方法）での実施のため、保育所の利用状況により、受入れできない場合もあります。

### ◆利用方法

- ①制度を利用するには、村からの利用認定を受ける必要があります。保健福祉総合センター内のこども支援課（☎21・5561）窓口にて、申請書の提出をお願いします。
- ②認定を受けたあと、実際に利用する前に施設と事前面談を行います。泉崎保育所（☎53・3619）へ電話予約の上、事前面談を行ってください。
- ③利用日を予約の上、通園が開始となります。

### ◆その他

お子さんが慣れるまでは、親子通園が可能です。ただし、長期間にわたる保護者の同伴は、制度の目的と異なるため認められない場合もあります。

## 母子健康手帳交付・妊娠後期の面談予約について

☎こども支援課 ☎21・5561

令和8年4月から、母子健康手帳交付の面談予約と妊娠後期に行う面談の予約を村公式LINEから受け付けます。詳細については、ホームページをご覧ください。

## 令和8年度放課後児童クラブの業務委託について ④こども支援課 ☎21・5561

小学生の放課後預かりとして活動している放課後児童クラブは、安定的な運営とサービスの質の向上を目的に、令和8年4月1日から民間事業者の株式会社アンフィニへ業務委託を行います。

委託する業務は、児童クラブの運営全般（児童クラブ内における保育及び育成支援）、支援員の採用や労務管理です。活動の場所は、第一児童クラブが泉崎第一小学校内、第二児童クラブが泉崎第二小学校内で、土曜日の受入れは児童館で行います。

児童クラブ入会の決定や退会手続き、負担金の徴収等については、こども支援課が窓口となります。

## 生理用品の無料配布について

④保健福祉課 ☎54・1333

### ◆「生理の貧困」という言葉を知っていますか？

「生理の貧困 (Period Poverty)」とは、生理用品を購入する経済的余裕がない状態、あるいは十分な知識やケアを受けられない状況のことをいいます。

このような状態では、代用品としてトイレットペーパー等を利用したり、生理用品の交換頻度や回数を減らしたりするなど、不適切な対応を選択してしまいます。

※厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」（令和4年3月公表）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24693.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24693.html)

### ◆生理用品を無料で配布します

（白河地区経営者協会・女性ネットワーク交流会より寄贈）

保健福祉課にて生理用品（昼用ナプキン・夜用ナプキン）を配布いたします。在庫が無くなり次第、終了となりますのでご注意ください。

- ・申し込みカード設置場所：役場・保健福祉総合センター・中央公民館・資料館
- ・配付場所：保健福祉課（保健福祉総合センター内）
- ・申し込み方法：二次元コード申請／カード持参

ナプキンを無料で配布いたします。

必要な方はスマートフォン等で二次元コードを読み込んで、お申し込みください。こちらのカードを、職員へ直接渡しても受け取ることができます。

【問い合わせ先】

保健福祉課 0248・54・1333



## 固定資産税縦覧・閲覧のお知らせ

④税務課 ☎53・2113

### ＜縦覧制度＞

土地及び家屋について、納税者が自己の所有する資産の価格と村内にある他の土地や家屋の価格を比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度です。

### ＜閲覧制度＞

ご自身の資産について価格等を固定資産課税台帳で確認できる制度です。また、借地人・借家人も関係する固定資産について固定資産課税台帳登録事項を確認できます。

◆縦覧・閲覧期間 4月1日（水）～6月1日（月）  
8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

◆縦覧・閲覧場所 役場税務課窓口

◆手数料 無料

◆必要となるもの

- ①納税義務者本人が来られる場合
  - ・運転免許証など本人の確認ができるもの
- ②納税義務者の代理人が来られる場合
  - ・納税義務者からの委任状（承諾書）
  - ・運転免許証など代理人（受任者）の確認ができるもの
- ③法人が納税義務者の場合
  - ・法人からの委任状（承諾書）
  - ・運転免許証など受任者の確認ができるもの
- ④借地人・借家人
  - ・契約書など関係書類（権利を有する者であることが確認できるもの）
  - ・運転免許証など本人の確認ができるもの

## 下水使用料の減免申請について

☎建設水道課 ☎53・2114

農業集落排水・汚水処理施設条例第10条（使用料の減免）の規定により、以下のような使用料の減免制度があります。該当される方は、建設水道課にて申請の手続きをしてください。

減免対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔地在学中のため自宅に住んでいない学生の方がいる場合</li> <li>・老人保健施設入所のため自宅に住んでいない方がいる場合</li> <li>・療養病棟に入院している方がいる場合 等</li> </ul>
減免金額	条件に当てはまる方1人当たり300円+消費税額
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・添付書類（在学証明書、入所証明書及び領収書等）</li> </ul>
申請期限	令和8年6月1日（月）
その他	前回減免申請をした方の中で、引き続き減免の対象となる場合は新たに手続きをしてください。

## 樹木や生垣等の適切な管理について

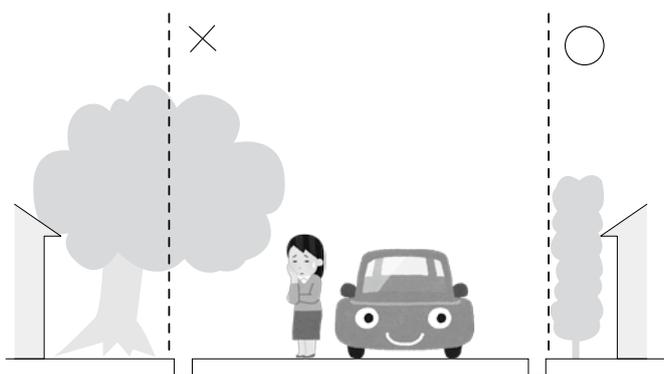
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定を行うようお願いします。

**Shirakawa**  
**Soubi**

お客様の喜び

ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1  
TEL&FAX **0248-21-5143**

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限 **齋藤電工**  
会社

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1  
TEL 53-2914 FAX 53-4566